

上代継町内会会則細則

(会費)

第1条 会則第6条に定める会費は、1世帯月額200円とする。

会費は、1年分を各組において徴収し、組長がまとめて会計に納入する。ただし、年度途中の新入会員の会費は、会員となった月の翌月から徴収する。また、年度途中の退会会員の会費は返金しない。

会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

法人及び団体からは、賛助会費として1口年額5,000円を徴収する。

(本部役員を選出方法)

第2条 会則第11条第1項に定める本部役員を選出方法については、平成28年度において、本部役員を選出する新たな取組みを検討する委員会を設置し、選出方法を定めていくものとする。

(第9条役員を選出方法)

第3条 会則第11条第3項に定める第9条役員を選出方法は、次のとおりとする。

(1) 各隣組は、総務部及び郷土芸能部委員を各1人選出する。

(2) 総務部委員は、隣組長を兼務する。

(3) 選出に当たっては、健康上の理由や要介護世帯など世帯の特別な理由で任務を遂行することが困難な場合は免除するよう配慮する。

(4) 部長、副部長及び会計は、各部委員の互選により決める。

(弔慰金)

第4条 会則第32条に定める弔慰金は、10,000円とする。

(表彰)

第5条 会則第33条に定める功労者は、本部役員を通算5期以上努め、会の運営に献身的努力をした者とする。

2 表彰は会長が総会において、感謝状及び記念品を授与して行う。

附 則

この細則は、平成28年 月 日から施行する。